

平成28年8月29日
広域医療局

鳥取県ドクターヘリ導入及び組織体制の整備について

「鳥取県ドクターヘリ」については、当初、鳥取県が事業主体として導入を検討してきたところであるが、運航開始当初から関西広域連合を事業主体として運航することを鳥取県から依頼され、協議の結果、次のとおり導入し、組織体制を整備することとする。

なお、この導入により、鳥取県内においては、2重（3府県ドクターヘリ・島根県ドクターヘリ）の救急医療体制が3重に拡充される。また、連合全体においては、6機体制が7機体制となることで、平時及び災害時の広域救急医療体制が拡充され、「安全・安心の医療圏“関西”」の実現に資することとなる。

1 基地病院

鳥取大学医学部附属病院（鳥取県米子市）

2 運航開始等

平成29年度末（予定）

○運航委託事業者決定 平成28年12月

3 事業主体

関西広域連合

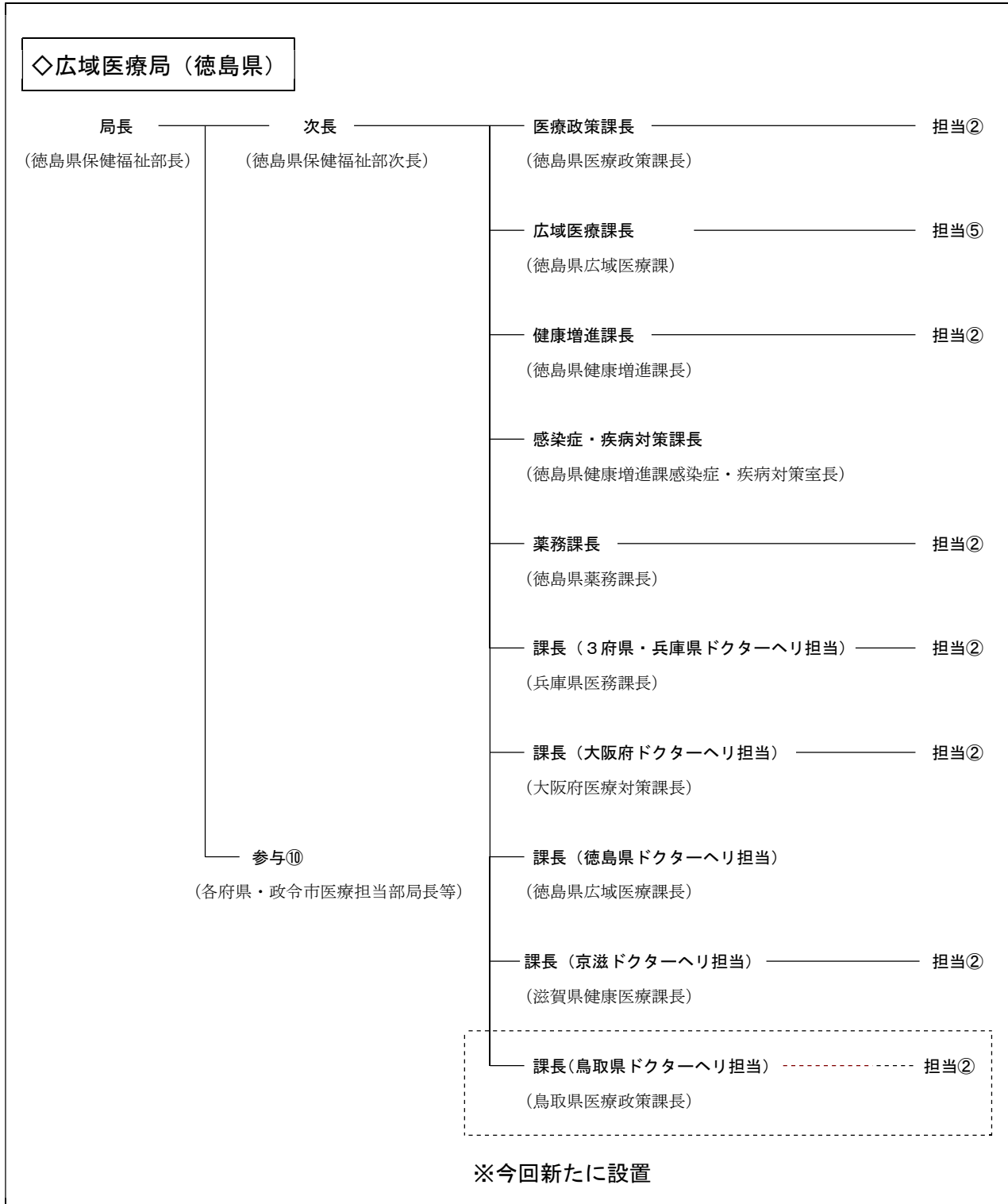
4 運航範囲

今後、鳥取県ドクターヘリ運航調整委員会で決定

（想定：原則として、鳥取県全域、兵庫県北西部及び基地病院から概ね半径70km圏内の島根県東部・隠岐地方、岡山県北部及び広島県北東部）

5 組織体制整備（案）

今後、「ドクターヘリ運航調整委員会」や「住民説明会」などを開催するとともに、「運航委託事業者の選定」や「ドクターヘリの愛称公募」を行う必要があることから、広域医療局に、新たに「鳥取県ドクターヘリ担当課長」（鳥取県医療政策課長を併任発令）を設置し、取組みを推進する。



6 設置時期

平成28年9月1日（予定）